



栃木県公報

令和元（2019）年
8 月 6 日（火）
第27号

目 次

告 示

○児童福祉法による指定小児慢性特定疾病医療機関の指定…………… 265
 ○児童福祉法による指定小児慢性特定疾病医療機関の指定に係る変更…………… 265
 ○難病の患者に対する医療等に関する法律による指定医療機関の指定…………… 266
 ○難病の患者に対する医療等に関する法律による指定医療機関の指定に係る変更…………… 266
 ○廃川敷地…………… 266

公 告

○令和元（2019）年度クリーニング師試験の実施…………… 267
 ○令和元（2019）年度採石業務管理者試験の実施…………… 268

告 示

栃木県告示第181号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第19条の9第1項に規定する指定小児慢性特定疾病医療機関の指定をしたので、同法第19条の19の規定により次のとおり公示する。

令和元（2019）年 8 月 6 日

栃木県知事 福 田 富 一

薬局

名 称	所 在 地	開 設 者 名	指 定 年 月 日
カケル薬局大平店	栃木市大平町富田590-5	STM株式会社	令和元（2019）年 7 月 1 日
とちの木薬局高根沢店	塩谷郡高根沢町光陽台 3-16-1	株式会社薬仙	令和元（2019）年 7 月 1 日

栃木県告示第182号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第19条の14の規定により指定小児慢性特定疾病医療機関から次のとおり変更の届出があったので、同法第19条の19の規定により公示する。

令和元（2019）年 8 月 6 日

栃木県知事 福 田 富 一

1 薬局

名 称	所 在 地	開 設 者 名	変 更 年 月 日
アイン薬局自治医大店 （ヘルシー薬局）	下野市祇園 2-36-1	株式会社あさひ調剤	令和元（2019）年 7 月 1 日

2 指定訪問看護事業者

名 称	所 在 地	開 設 者 名	変 更 年 月 日
あおい訪問看護ステーション	足利市八幡町247-28（足利市堀込町2556セレッソコー	株式会社わたらせ看護サービス	令和元（2019）年 7 月 3 日

ト1階)

※表中の（ ）内は変更前のもの

栃木県告示第183号

難病の患者に対する医療等に関する法律（平成26年法律第50号）第14条第1項に規定する指定医療機関の指定をしたので、同法第24条の規定により次のとおり公示する。

令和元（2019）年8月6日

栃木県知事 福田 富 一

1 病院又は診療所

名 称	所 在 地	開 設 者 名	指 定 年 月 日
いがらし歯科イーストクリニック	宇都宮市平松本町1125-6	五十嵐 尚美	令和元（2019）年 6月1日

2 薬局

名 称	所 在 地	開 設 者 名	指 定 年 月 日
カケル薬局大平店	栃木市大平町富田590-5	STM株式会社	令和元（2019）年 7月1日
とちの木薬局高根沢店	塩谷郡高根沢町光陽台3-16-1	株式会社薬仙	令和元（2019）年 7月1日

栃木県告示第184号

難病の患者に対する医療等に関する法律（平成26年法律第50号）第19条の規定により指定医療機関から次のとおり変更の届出があったので、同法第24条の規定により公示する。

令和元（2019）年8月6日

栃木県知事 福田 富 一

1 薬局

名 称	所 在 地	開 設 者 名	変 更 年 月 日
アイン薬局自治医大店 (ヘルシー薬局)	下野市祇園2-36-1	株式会社あさひ調剤	令和元（2019）年 7月2日

2 指定訪問看護事業者等

名 称	所 在 地	開 設 者 名	変 更 年 月 日
あおい訪問看護ステーション	足利市八幡町247-28（足利市堀込町2556セレッソコート1階）	株式会社わたらせ看護サービス	令和元（2019）年 7月3日

※表中の（ ）内は変更前のもの

(健康増進課)

栃木県告示第185号

河川区域の変更により廃川敷地等が生じたので、河川法施行令（昭和40年政令第14号）第49条の規定により次のとおり公示する。

関係図面は、栃木県県土整備部河川課に備え置いて縦覧に供する。

令和元（2019）年8月6日

栃木県知事 福田 富 一

- 1 河川の名称
利根川水系一級河川武子川
- 2 廃川敷地等が生じた年月日
令和元（2019）年 8 月 6 日
- 3 廃川敷地等の位置
下流端：鹿沼市深津字若林3498番から
上流端：鹿沼市深津字若林3497番まで
- 4 廃川敷地等の種類及び数量
土地 1,988.91㎡

（河川課）

公 告

○令和元（2019）年度クリーニング師試験の実施

クリーニング業法（昭和25年法律第207号）第7条の規定により令和元（2019）年度クリーニング師試験を次のとおり実施するので、クリーニング業法施行細則（昭和33年栃木県規則第78号）第4条の規定により公告する。

令和元（2019）年 8 月 6 日

栃木県知事 福 田 富 一

- 1 試験の日時及び場所
 - (1) 試験日 令和元（2019）年11月17日（日）
 - (2) 試験開始時間 学科試験 午前10時（集合時間：午前9時30分）
実技試験 午後1時
 - (3) 試験会場 宇都宮市昭和1丁目1番23号 栃木県獣医師会館
- 2 試験科目
 - (1) 学科試験（60分）
 - ア 衛生法規に関する知識
 - イ 公衆衛生に関する知識
 - ウ 洗たく物の処理に関する知識
 - (2) 実地試験
 - ア 鑑定試験
 - 薬品の鑑定（10分）
 - 繊維の鑑定（5分）
 - イ 技能試験
 - アイロン仕上げの技能（8分）
- 3 出願期間
令和元（2019）年10月1日（火）から同月3日（木）まで
（郵送による場合は、令和元（2019）年10月3日（木）までの消印があるものに限り受け付ける。）
- 4 出願場所
 - (1) 県内（宇都宮市を除く。）居住者は、その住所地を管轄する健康福祉センター
 - (2) 宇都宮市内居住者は、宇都宮市保健所
 - (3) 県外居住者は、栃木県保健福祉部生活衛生課
- 5 受験資格
 - (1) 学校教育法（昭和22年法律第26号）第57条（高等学校の入学資格）に規定する者
 - (2) 旧国民学校令（昭和16年勅令第148号）による国民学校の高等科を修了した者
 - (3) 旧中等学校令（昭和18年勅令第36号）による中等学校の2年の課程を終わった者
 - (4) クリーニング業法施行規則の一部を改正する省令（昭和30年厚生省令第21号）附則第2項に規定する者

((1)から(3)までに掲げる者と同等以上の学力があると認められる者)

6 提出書類

受験を希望する者は、次の書類を提出すること。なお、受験願書及び受験票は、栃木県保健福祉部生活衛生課又は最寄りの健康福祉センター若しくは宇都宮市保健所で配布するものを使用すること。

- (1) 受験願書
- (2) 履歴書
- (3) 受験資格を証する書類(卒業証明書等)

最終学歴の中学校、高等学校、中等教育学校、高等専門学校、短期大学、大学のいずれかの卒業証書の写し若しくは卒業証明書又は中等教育学校の前期課程を修了したことを証する書類

ア 卒業証書の写しを提出する場合は、その原本も併せて持参すること。

イ 卒業証明書等の氏名が現在の氏名と異なっている場合は、戸籍謄(抄)本を提示すること。

- (4) 受験票
- (5) 写真(出願前6ヶ月以内に撮影した脱帽、上半身正面向き、縦6cm横4.5cmのものを受験票に貼り付けること。)
- (6) 63円切手(郵送料として、受験票に貼り付けること。)

7 受験手数料

7,000円を栃木県収入証紙により納付すること(受験願書に貼付し、消印をしないこと。)

8 合格者の発表

- (1) 令和元(2019)年12月10日(火)午前11時に県庁正面道路東側屋外掲示板、各健康福祉センター及び宇都宮市保健所に合格者受験番号を掲示する。
- (2) 栃木県公式ホームページに掲載する。
- (3) 合格者には、栃木県保健福祉部生活衛生課から通知する。
- (4) 可否について電話での問合せには一切応じない。

9 その他

- (1) 受験者本人は、令和元(2019)年12月10日(火)から1ヶ月間、科目別得点を栃木県保健福祉部生活衛生課で口頭請求できる。この場合、本人であることを証明できる書類(受験票、身分証明書、運転免許証等)を持参すること。
- (2) 受験願書及び受験票は、栃木県保健福祉部生活衛生課又は最寄りの健康福祉センター若しくは宇都宮市保健所で配付するものを使用すること。なお、郵送を希望する者は、返信用封筒(規格(長3)の封筒に、宛先を明記の上、84円切手を貼る。)を同封の上、栃木県保健福祉部生活衛生課宛てに請求すること。
- (3) 試験当日は、筆記用具(鉛筆、消しゴム等)、昼食及び実技試験で使用する白無地綿50%以上シングルカフスのポケットにふたのないワイシャツ(綿50%以上であることが目視確認可能なもの。完全に洗濯し、のりづけして適当に湿らせたもの。)を必ず持参すること。
- (4) 身体に障害等があり、受験に際して特別な配慮を必要とする者は、出願前に、栃木県保健福祉部生活衛生課へ連絡すること。
- (5) その他、不明な点は次に問い合わせること。

〒320-8501 栃木県宇都宮市埜田1丁目1番20号

栃木県保健福祉部生活衛生課

電話 028-623-3110

(生活衛生課)

○令和元(2019)年度採石業務管理者試験の実施

採石法(昭和25年法律第291号)第32条の13に規定する採石業務管理者試験を次のとおり実施するので、採石法施行規則(昭和26年通商産業省令第6号)第8条の7の規定により公告する。

令和元(2019)年8月6日

栃木県知事 福田 富一

1 試験日時

令和元（2019）年10月11日（金）

午前10時から正午まで（120分）

2 試験場所

栃木県庁本館 6 階大会議室 2

宇都宮市塙田 1 丁目 1 番20号

3 試験科目

- (1) 岩石の採取に関する法令事項（環境保全関係の法令事項を含む。）
- (2) 岩石の採取に関する技術的な事項（岩石の採掘、発破、破碎選別、汚濁水の処理、脱水ケーキ（脱水処理に伴って生ずる湿状の岩石粉をいう。）の処理、廃土及び廃石のたい積並びに採掘終了時の措置に関する技術的な事項）

4 受験手続

(1) 受験願書及び添付書類

採石法施行規則第 8 条の 9 の規定による受験願書 1 部、写真 2 葉（縦 6 cm、横 5.5cm の正面上半身像で、受験願書提出前 6 月以内に撮影したもの。その裏面に撮影年月日、氏名及び年齢を記載すること。）

(2) 願書受付期間

令和元（2019）年 9 月 9 日（月）から同月 25 日（水）まで
ただし、郵送分については、同日の消印のあるものまで有効

(3) 受験手数料

栃木県収入証紙 8,000 円分（受験願書に貼ること。）

(4) 受験資格

特になし

(5) 願書提出先及び問合せ先

栃木県産業労働観光部工業振興課鉱政担当（本館 6 階）

〒320-8501 宇都宮市塙田 1 丁目 1 番20号 ☎028（623）3197

(6) 合格者の発表

ア 合格発表の日時

令和元（2019）年10月31日（木）午前10時

イ 合格発表の場所

県庁屋外掲示場に掲示する。

ウ 合格証の交付

合格発表後、合格者には、合格証を郵送により交付する。

(7) その他

受験願書は、栃木県産業労働観光部工業振興課に備え付けるとともに県ホームページに掲載する。

なお、受験願書の郵送を希望する場合は、表に「採石業務管理者試験受験願書請求」と朱記した封筒に、82円分の切手を貼った返信用封筒（送付先住所及び氏名を明記すること。）を同封の上、請求すること。

（工業振興課）